

高松市・庵治町 合併協議会だより

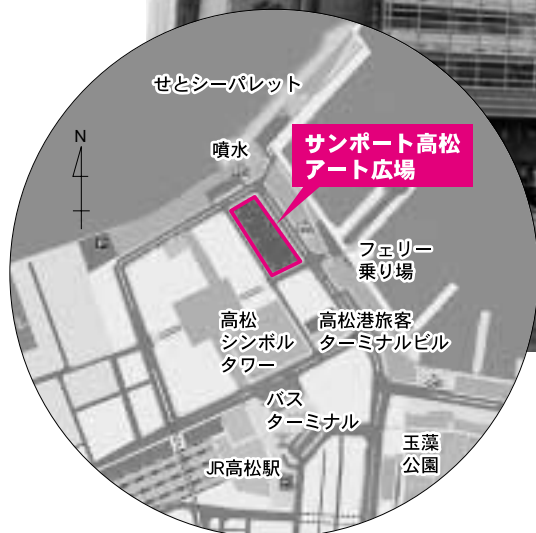
[編集・発行] 高松市・庵治町合併協議会事務局

3号

2004.12発行



GORORI : 第6回 石のさとフェスティバル
招待作家の作品 (庵治町所有)
サンポート高松アート広場



町名・字名の取扱い
慣行の取扱いなどが
確認されました

合併後の住所の例

現在 木田郡庵治町 番地
(町名)



合併後 高松市庵治町 番地
(町名)

第3回会議

平成16年8月23日(月)
高松市役所

会議の概要は次のとおりです。

報告事項

建設計画の構成が報告されました。

報告第7号

・建設計画の構成について

序論

高松市と庵治町の概況

基本方針

施策

公共的施設の統合整備

財政計画

協議事項

協議第5号から第12号までの8件が提案されました。



協議第5号～第12号（提案）

- ・財産の取扱いについて
- ・町名・字名の取扱いについて
- ・慣行の取扱いについて
- ・特別職の職員の身分の取扱いについて
- ・附属機関等の取扱いについて
- ・公共的団体等の取扱いについて
- ・使用料・手数料等の取扱いについて
- ・各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて

第4回会議

平成16年10月22日(金)
庵治町役場

会議の概要は次のとおりです。

新委員の紹介

井竿 辰夫（高松市助役）

協議事項

第3回会議で提案された協議第5号から第12号までの8件が原案どおり確認されました。

住民懇談会を開催しました

日時 平成16年9月2日(木)・3日(金)
午後7時～午後9時

場所 庵治町役場 1階 105会議室

目的 今後の合併協議や庵治町地域の将来ビジョンを示すマスタープランとなる「建設計画」に反映させるため。

参加者 庵治町住民（計30人）

テーマ

- ・高松市と庵治町の合併によるまちづくりの課題と問題点
- ・高松市と庵治町の合併によりどんなまちになればよいか

懇談会で出された御意見・御要望等は、第4回会議資料として、合併協議会事務局や高松市役所、庵治町役場で閲覧できます。また、合併協議会ホームページにも掲載していますので、ぜひ、ごらんください。

また、協議第13号から第19号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第5号（確認）

財産の取扱いについて

庵治町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐ。

協議第6号（確認）

町名・字名の取扱いについて

庵治町地域における町の区域及び名称は、現行のとおりとする。



住民懇談会の様子

別表 慣行の取扱いについて

項目	現況		確認事項 (合併後)
	高松市	庵治町	
市(町)章			高松市の市章を用いる。
市(町)民憲章	高松市民のねがい	定めていない	高松市の市民憲章を用いる。
都市宣言	非核平和都市宣言 人権尊重都市宣言 など計6宣言	非核平和宣言 人権尊重の町宣言 暴力団排除宣言	高松市の都市宣言に統一する。
市(町)木 及び 市(町)花	 黒松  つつじ (さつきを含む)	 くすのき  あじさい	高松市の市木及び市花を用いる。ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。

協議第7号(確認)
慣行の取扱いについて
別表のとおり

協議第8号(確認)
特別職の職員の身分の取扱いについて

庵治町の特別職の職員(町長、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

協議第9号(確認)
附属機関等の取扱いについて

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

協議第10号(確認)
公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

協議第11号(確認)
使用料・手数料等の取扱いについて

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

協議第12号(確認)
各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整する。

協議第13号(第19号(提案))

- ・ 地方税の取扱いについて
- ・ 条例・規則等の取扱いについて
- ・ 電算システム事業について
- ・ 広聴広報事業について
- ・ 生活保護事業について
- ・ その他の事業(情報公開制度)について
- ・ その他の事業(外部監査制度)について



第4回会議風景

用語説明

附属機関等とは?

執行機関がその内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関を言います。

公共的団体等とは?

商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営む団体を言います。

合併協定項目の協議状況 (第4回会議終了時点の協議状況)

合併協定項目	提案状況	協議状況
1. 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第1回会議	確認
2 合併の期日(具体的な期日を改めて提案予定)	第1回会議	確認
3 市の名称	第1回会議	確認
4 市の事務所の位置	第1回会議	確認
5 財産の取扱い	第3回会議	確認
2. 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い		
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い	第4回会議	継続協議
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3. その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第3回会議	確認
12 慣行の取扱い	第3回会議	確認
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い	第4回会議	継続協議
15 特別職の職員の身分の取扱い	第3回会議	確認
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い	第3回会議	確認
18 公共的団体等の取扱い	第3回会議	確認
19 消防団の取扱い		
20 使用料・手数料等の取扱い	第3回会議	確認
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第3回会議	確認
22 国民健康保険事業の取扱い		
23 介護保険事業の取扱い		
24 各種事務事業の取扱い		
4. 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画		

合併協定項目	提案状況	協議状況
24 各種事務事業の取扱い		
24-1 電算システム事業	第4回会議	継続協議
24-2 広聴広報事業	第4回会議	継続協議
24-3 人権啓発事業		
24-4 コミュニティ施策		
24-5 障害者福祉事業		
24-6 高齢者福祉事業		
24-7 生活保護事業	第4回会議	継続協議
24-8 児童福祉事業		
24-9 その他の福祉事業		
24-10 保健衛生事業		
24-11 環境対策事業		
24-12 商工・観光関係事業		
24-13 農林水産関係事業		
24-14 建設関係事業		
24-15 交通関係事業		
24-16 上水道事業		
24-17 下水道事業		
24-18 消防防災関係事業		
24-19 学校教育事業		
24-20 社会教育事業		
24-21 文化振興事業		
24-22 その他の事業		
情報公開制度	第4回会議	継続協議
外部監査制度	第4回会議	継続協議

合併協定項目の内容や協議状況などの詳細は、ホームページに掲載していますので、ぜひアクセスしてみてください。



高松市都市イメージキャラクター



庵治町シンボルマーク

編集・発行

高松市・庵治町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市役所6F)

TEL(087)839-2121 FAX(087)839-2125

ホームページアドレス <http://www.takamatsu-aji.jp>メールアドレス s0856@city.takamatsu.lg.jp

合併に関する御意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せください。

事務局からのお知らせ

第6回会議の開催予定について

日時 / 平成16年12月27日(月)

午後1時30分

場所 / 庵治町役場 1階 105会議室

合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付します。傍聴の定員は、50人以内。

会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、庵治町役場のほかホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。